

つて、集約的農業は奴婢制と相容れぬものといはれる。後世、小作人の發展と共に農耕勞働の部門に於ける奴婢の地位は、或程度小作人に譲る様になつて行つたが、然し後世と雖も地主は直接農場の經營に當り、奴婢を置いて、家内の難役には勿論、之を農耕に使役してゐたこと自身には變化はなかつた。たとへば、元代でも、剡源載先生文集に見る趙君理墓誌銘に「明奉化(浙江)人……買山及陸地開田堰水課僮丁某所種禾菽某所種棗栗徐耕道遷葬碣に遂歸黃塘課子讀書督奴灌畦」とあり、又、牧庵集に見る坤都岱公神道碑に「課僮奴耕稼畜牧隨致豐潤」或は金華黃先生文集の臨川李君墓誌銘に「君姓李氏……爲金谿(江西)人……課家僮以樹藝畜牧」とあり、更に明代でも、匏翁家藏集の徐南溪傳には「世爲蘇之常熟(江蘇)人……公生亦壯不自安逸率其僮奴服勞農事家用再起」とあり、李君信墓誌銘では「其先……避兵入吳中遂留家焉……既歸益督僮奴治生業入則量物貨出則置田畝」とあり、主に江西浙江江蘇等の地方の資料を掲げたが、奴婢をして禾菽棗栗を作らしめ、畦に水を灌ぎ、耕稼畜牧を行はしめ、そして地主自らこれを監督し、或は自ら奴婢を率ゐて農場の經營に當つてゐたことがよくわかるのである。奴婢の農耕に對して、婢の勞役に春米等も包含したに相違ないが、主たる勞役は紡績であつた。されば、絹則問織婢なる俗諺をはじめ、婢任績等の語を生じてゐたのである。尤もこの俗諺等は、南北朝時代のものであるが、南北朝と同様な事情は、勿論その前にもその後にもあつた。漢代の一例にかの劉向孝子圖「前漢董永千乘人……主問永妻曰何能妻曰能織耳主曰爲我織千疋絹即放爾夫妻於是索絲十日之内千疋絹足主驚遂放夫婦」がある。これは勞役を以て債務を消却する即ち勞働消却債奴制

(Abtönende Schuldknechtschaft)をあらはしたもので、漢代乃至六朝にも屢々行はれた債務消却手段であるが、孝子董永の妻實は天の織女は債權者の婢として絹千疋を織つたといふ。後世のものである、元代の金華黃先生文集に見る魏郡夫人偉吾氏墓誌銘率羣婢治絲枲與凡女工之事必以身先之がその一例である。これでは主婦自ら多數の婢を率ゐて紡績(女工)を行つた場合である。紡績(女工)は家内の女子の任務でもあれば婢の勞役の一つでもあつた。かく奴婢の多くは耕織を主としたと思ふが、この種の勞役とはかなり異つた方面にも奴婢は使役された。即ち奴をして家務を監知せしめたことがあつた。たとへば漢代のものでは漢書八六霍光傳の「監奴馮子都」の師古注に「監奴謂奴之監知家務者也」とあり、又、後漢書張讓傳に

讓有監奴典任家事交通貨賂威刑誼赫扶風人孟佗資產饒贍與奴朋結傾竭饋問無所遺愛奴威德之……時賓客求謁讓者車恒數百千兩佗時詣讓後至不得進監奴迺率諸蒼頭迎拜於路遂共輿入門

と見え、漢代既に唐代と同様、奴をして家務を監知せしめてゐた。勿論この監奴は志田不動磨氏指摘の如く、他の奴婢の監督をもなせるものである。監奴又は監厨の蒼頭は六朝の文獻にも見えてゐるが、唐代でも新唐書三一徐郁功傳時博州刺史琅邪王沖責息錢于貴鄉遣家奴督斂の如く、家奴即ち奴婢をして、借錢利息附の取立を行はしめ、又、新唐書三六柳子華傳(次揭)に見る宰相元載の奴隸の如く、之をして莊園の管理を行はしめたこともある。

爲和應令宰相元載有別墅以奴主務自稱郎將怙勢縱暴租賦未嘗入官子華囚奴入謁收付獄

勅發宿罪杖殺之一邑震伏載不敢怨

然もこの奴婢の内には、主人の勢をたのんで勝手な真似をするものもあつた。又、奴婢は軍役に當てられ、主人の指揮命令下に一軍を組織して戦争に従ふものさへあつた。漢晉時代のこゝについては志田不動磨氏の論考があるが、その後の時代でもこの種の事象は乏しくなかつた。本章第三節第二款に掲げた朝野僉載には、隋開皇中、韋衰が征討毎に従つた奴婢を解放する記事が見えてゐるが、今更に唐代の一例として冊府元龜、太宗貞觀初、裴寂以罪流靜州……或言僚反、裴寂爲王、太宗聞之曰、我國家於寂有性命之恩、不然矣、未幾果稱寂率家僮破賊、裴寂を掲げて參考に供しよう。又、主として貴族に養はれた奴婢、殊に婢の中には、音樂等を教修され、音樂等に長じたものがあつて、そのことが古來諸資料に散見してゐる。三國志^四蜀書劉琰傳では、劉琰の侍婢數十口は皆聲音をよくし、魯靈光殿賦を誦し、晉書^三石崇傳では、石崇は數十人の婢を有したが、その中で綠珠は美しく、且吹笛をよくし、晉書^八桓伊傳では、桓伊は吹笛に巧な奴を有し、北齊書^二盧文偉傳では、盧文偉は馬士達にそのよく箏篋を彈する女妓(婢)を贈つたといひ、冊府元龜等に見る唐代の例では、太子承乾は自己の戸奴に命じて伎樂を專習せしめたといふ。又、通鑑によると、來俊臣は西突厥可汗斛瑟羅家の有した歌舞を善くする「細婢」を奪はうとしたといひ、唐の袁郊の甘澤謠(紅綾)によると、潞州節度使薛高の青衣(婢)なる紅綾は、善く阮咸を彈じ、經史にも通じてゐたといふことであり、又、唐の朱揆の釵小志では、郭元振はその落梅粧閣に婢數十人あり、宴會の際、婢をして樂曲を奏せしめたといひ、宋の尤袤の全唐詩話では、崔郊は端麗

にして音律を善くする婢を有したといひ、白居易の詩には、小面琵琶婢、蒼頭鬻栗奴が見えてゐる。その他讀書の爲に蒼頭をして夜燭を執らしめ、宴會の際、侍婢百餘人をしてやはり金花の燭を執らしめた例も梁書や周書に記されてゐる。以上の引例は網羅的ではないが、要するに奴は主として農耕に婢は主として紡織に、その他百役(家内の雜役を含む)に使用され、特技あるものは、亦その特技に使役された。耕織等とかなり懸隔ある勞役に従つたものとしては、外にあつては軍役に、内にあつては舞樂に従事せる如きを挙げ得る。

又、奴婢の主人は賣却、贈與、質入をなす等、自由に奴婢の處分をなし得た(第三節第^三款參照)。この主人の處分權については、唐律疏議宋刑統^{四一}戸婚律並にその疏に

即奴婢私嫁女、與良人爲妻妾者、準盜論、知情娶者、與同罪、各還正之、疏議曰、奴婢既同資財、即合由主處分、輒將其女、私嫁與人、須計婢贖、準盜論罪……其部曲奴婢有犯、本條無正文者、依律、各準良人、如與雜戶官戶爲婚、並同良人共官戶等、爲婚之法、仍各正之

とあつて、奴婢は私財と同じく、主人の處分に從ふべきものと明言してある。

主人は奴婢に制裁を加へることを得た。かの三國魏の徐幹の如きは、その中論で

今太守令長、得稱君者、以慶賞刑威、咸自己出也、民畜奴婢、或至數百、慶賞刑威、亦自己出、則與郡縣長史、又何以異、夫奴婢雖賤、俱含五常、本帝王良民、而使編戶小人爲己役、哀窮失所、猶(頭注云)猶疑獨、無告訴、豈不枉哉

といひ、當時富民が多くの奴婢を所有し、且之を使役し、その奴婢に加へる慶賞刑威は、恰も太守

等が人民に加へるそれに同じと述べてゐる。主人が奴婢を鞭撻杖打する如きは、日常の茶飯事であつた。唐前の例では世説新語に

鄭玄家奴婢皆讀書嘗使一婢不稱旨將撻之方自陳說玄怒使人曳箸泥中須臾復有一婢來問曰胡爲乎泥中衛式微詩也毛公曰泥中衛邑名也答曰薄言往愆逢彼之怒衛邶詩

とあり鄭玄が奴婢を鞭撻し且之を泥中に引入れしめたとの説話を載せ魏書六甄琛傳によると甄琛が學業を懈つて終日弈碁に耽り夜は奴婢をして燭を秉らしめ奴婢にしてまどろむときは之を杖罰を加へたといひ唐宋時代の例では朝野僉載に一撮みの鹽を取つた奴婢を鞭つたことが見え袁氏世範に婢僕有過既己鞭撻南南部新書に奴婢有過不可不決六の文を見る。又主人はその奴婢を官司の許可なくして專殺擅殺するを得ないが所定の手續を経れば奴婢の生命を奪ふこともできた。この主人の生殺與奪の權に就ては梁氏が秦漢の資料に遡つて考究してゐる。梁氏は史記四九田儋傳並にその註田儋詐爲縛其奴從少年之廷欲謁殺奴服虔曰古殺奴奴而以謁也見狄令因擊殺三及卞書三刑法志の奴婢捍主主得謁殺之を擧げて然則主人殺奴婢

自秦以來卽爲法律所許不過須謁請之一程序耳一といひ主人が奴婢を殺すことは秦以來法律上許されてはゐたが殺す爲には官許を受けることを要したといつてゐる。そして後漢時代首鄉侯段熲曾孫勝坐殺婢國除二の如くかゝる手續を経ずして奴婢を專殺し罪せられたものもあつた。唐宋時代でも部曲の場合に就て唐律疏議宋刑統二關訟律に諸主毆部曲至死者徒一年故殺者加一等其有愆犯決罰致死及過失殺者各勿論一とあり主人が部曲を毆殺せるときはたゞ

徒一年故殺も之に一等を加へるに止まり部曲に罪あつて主人之を懲戒せるに死に致し或は過つて之を殺せるときは法の問ふ所ではなかつた。又奴婢の場合に就ても唐律疏議宋刑統二關訟律に諸奴婢有罪其主不請官司而殺者杖一百無罪而殺者徒一年期刑宋刑統作周親及外祖父母と規定され奴婢にして罪あれば官司に請ふて之を殺すことを得請はずして殺すも杖一百に又奴婢にして罪なき場合に之を專殺しても徒一年に處せられるに止まつた。道觀寺院の道僧卽ち三綱が奴婢を殺せる場合も同様であつた。奴婢の決罰致死及び過失殺に就ては直接の明文はないが部曲の場合と同様に取扱はれたものと思ふ。遼史一六刑法志に記された遼代法でも統和二年詔若奴婢犯罪至死聽送有司其主無得擅殺一の如く主人はその奴婢を擅殺するを得ず殺さんとするときは官司に送つて後之を殺すことを得るものとなつてゐる。元典章所引の舊例卽ち金律とおぼしきもの舊例奴婢有罪不請官司而殺者杖一百無罪而殺者徒一年若宥罪決罰致死者勿論二は奴婢に關する前掲唐律と同様の規定でありこれには決罰致死の規定を見る。元代については有高博士の論考があるが元史五一○刑法志殺傷によると主人が無罪の奴婢を故殺したときは杖八十七醉に因つて殺したときは一等を減じ主を毆害する奴を主が毆傷し之によつて死に致したときは罪を免する。明清の刑律關毆では有罪奴婢を家長等が官司に告げずして毆殺するときは杖一百無罪奴婢を殺すときは杖六十徒一年に處し一家所有の奴婢は悉く之を解放することゝなつてゐる。そしてこれには唐の部曲の規定前掲や金律と同様奴婢の決罰致死や過失殺の規定若違犯教令而依法決罰邂逅致死及過失

殺者、各勿論がある。唐律に於ける決罰致死、過失殺の規定は、奴婢の規定(前掲)にはなくして部曲の規定(前掲)にあつたが、明律では部曲の規定を置かないと同時に、その決罰致死、過失殺の文を奴婢の規定に併合することとしたものである。尤も唐明兩律間のかゝる變化の中間には、金律乃至元代法の介在があつたと見てよからう(本章第二節、第一款參照)。さて、以上の如く、主人の奴婢に對する處罰の自由は制限せられ、主人が官司に請はずして奴婢を專殺することは、古來法律上禁止され、一つの犯罪となつてはゐるが、專殺は事實上古くから行はれて來てゐるのであつて、梁氏もいふ如く、漢代、董仲舒は「去奴婢除專殺之威」(服虔曰不得專殺奴婢也)漢書三食貨志と上言し、奴婢制を廢し従つて奴婢專殺の暴威を除くべしと主張してゐる。現に後漢初、光武帝は(建武十一年春二月己卯詔曰)天地之性人爲貴、其殺奴婢不得減罪、…八月…癸亥詔曰、敢炙灼奴婢論如律、免所炙灼者爲庶民、…後漢書一光武紀と詔して奴婢殺害を禁じ、或は奴婢を炙灼する者は論ずるに律を以てし、炙灼を被れる奴婢は之を解放すべしといつてゐる。こゝに律とある以上、奴婢專殺に對しては漢律に禁條があつたものと考へられる。降つて唐宋時代となつても、往々專殺が行はれた。たとへば通鑑に(大中六年冬十月)驍衛將軍張直方、坐以小過屢殺奴婢、貶恩州司戶とある如く、唐の張直方は小過を犯したに過ぎぬ奴婢を屢々擅殺した故を以て貶せられ、南部新書に「女道士魚元機、任咸宜觀攻篇什、殺婢綠翹甚切害、事敗奔市」とある如く、女道士であり、南流詩人としても其の名一世に高かつた魚元機も、その婢を猜疑の餘り扼殺して棄市せられたといふ。魚元機に就ては森鷗外も面白くその傳を記してゐる。朝野僉載や玉堂閑話又、太平

廣記)の中にも、主人が奴婢を理由もなく殺害した記事を屢々載せてゐる。宋の王楙の燕翼詒謀錄

五代諸侯跋扈、枉法殺人、主家得自殺其奴僕、太祖建國首禁臣下不得專殺、至建隆三年三月己巳降詔、郡國斷大辟、錄案朱書格律、斷詞收禁、月日官典姓名、以聞取旨行之、自後生殺之權、出於上矣、然主家猶擅殺奴僕之面、以快其忿、毒真宗咸平六年五月復詔、士庶之家、奴僕有犯、不得黥面、蓋重於殺人肌膚也

は、五代當時、主人が奴婢を專殺してゐたことを示すものであつて、宋初建隆三年三月に至り、詔して自後、生殺之權は天子一人に出づることとしたといふが、その必ずしも行はれなかつたことは、宋史三四六外戚傳(王繼勳傳)の「專以櫛割奴婢爲樂」に見ても知ることができよう。同傳によると、王繼勳が開寶六年から太平興國二年に至る間に殺した婢の數は百餘人に及んだといふ。尙、前記の燕翼詒謀錄によるときは、五代でも宋初でも有罪奴婢の面に主人自ら黥を加へたといふことであり、元代の資料によるもやはり主人がその有罪奴婢、逃亡奴婢に擅に鐵枷を加へ、黥し、或は劓(はなきり)を加へたことがあつたといふ。梁氏は東漢一代は儒學盛行し、合理的制度も多くこの時に建設され、各時代を通じて、奴婢の數最も少くその待遇も最も優れてゐるが、三國南北朝を経、隋唐時代となるや、人權思想轉形退化し、唐律には奴婢と資財とを同視する文が屢々見え、奴婢に罪があつた場合には官司に請はずして之を殺してもただ杖一百に處せられる程度の状態であつて、かくては、專殺を去ること幾何ぞと論じてゐるか、東漢に於いて奴婢

が少く、又その待遇がよかつたといふ明證もなく、隋唐時代所謂「人權思想」が特に轉形退化したとは思はれず、かゝる論議は果して正皓を得てゐるか問題の存する所であらう。むしろ東漢時代に於ける專殺の威を止めんとする努力が光武の詔にあらはれてゐると見るべきものとせば、却つて東漢時代に於ける奴婢專殺の盛行を思はしめるものとなるかも知れない。要之、秦漢時代の前は知らず、秦漢時代でも、晉代でも、既に主人の奴婢に對する生殺權は制限をうけてゐたのであつて、專殺は許されず、奴婢を殺す場合には、官許を要したことは、唐代以後と變りなかつたらしい。資料にあらはれた範圍では、支那法上の主人權は絶對的なものではなかつたやうである。但し、事實生活の上に於いては、支那でも奴婢は官許をまたずして主人に專殺される危険に往々さらされてゐたわけである。部曲・奴婢は一般人に對してはその婚姻は保護されてゐたが、唐律疏議宋刑統六二雜律に

姦佗人部曲妻雜戶官戶婦女者杖一百強者各加一等折傷者各加關折傷罪一等疏議曰姦佗人部曲妻、明姦已家部曲妻及客女、各不坐

とあり、主人に對してのみは保護されることはなかつた。元史四一〇刑法志姦非に於いても諸主姦奴妻者不坐の如く、奴婢の婚姻を主人に對する限りに於いては保護してゐなかつた。主人と部曲の妻や、奴婢の妻との姦淫に就ては、部曲や奴婢は提訴の道がなかつた。訴へるときは却つて主人を告言するの罪に問はれた。部曲・奴婢は主人に對して恭敬を旨とすべきであつたことは先に一言したが、部曲・奴婢が主人を殺す如き場合は極刑に處せられた。即ち唐律

疏議宋刑統七賊盜律では主人を殺さんと謀るのみでも斬刑唐律宋刑統の上での極刑を加へられた。況や殺害已殺するに於いては勿論斬に處せられた。律文は、直接、已殺の場合の規定を關いてゐる様であるが、實は輕き謀殺を擧げて以て重き既殺を明らかにしてゐるのである。元典章所引の金律と思はれる舊例、舊例、奴婢殺主者皆斬でも右唐律宋刑統と同様であり、元代では元史四一〇刑法志大惡によると、主人殺害は、大惡の一場合であつて、奴婢が主人を故殺するとき加へられる刑は元代に於ける極刑、凌遲處死身體をなますに斬り刻んで喉を斷つて殺す死刑四肢を斷ち臟腑を取出し喉を斷つて殺す死刑であつた。明清律の刑律でも主人を殺さんと謀るときは斬殺せるときは凌遲處死を加へるものとしてゐる。又、唐律疏議宋刑統二關訟律及び疏に

諸部曲奴婢過失殺主者絞傷及詈者流疏議曰部曲奴婢是爲家僕、事主須存謹敬敬同上又亦防其二心、故雖過失殺主者絞若過失傷主及詈者流、不言里數者爲統爲宋刑止合加杖二百故也とある如く、部曲も奴婢も過失によつて主人を殺した場合にも絞に處せられ、傷害し罵詈を加へるに於いては流に處せられた。刑統賦解所引の金律と見るべきものでは、關訟律若奴婢詈主者絞、其有放火燒主者重於詈也、亦合處死の如く、主人を罵る奴婢は絞に處せられた。明清律の刑律罵詈でも亦これと同様絞となつてゐる。元代法即ち元史四一〇刑法志大惡では主人を罵詈するときは杖百七居役二年を科する。部曲・奴婢は主人の告言をうけることがあり、たとへ主人は部曲・奴婢を誣告しても罪とはならなかつたが、部曲・奴婢が主人を告言し誣告する

に於いては死刑に處せられ、又謀反大逆謀叛等の様に特別の場合をのぞく外、之を訴へることができなかつた。唐律疏議宋刑統^四鬪訟律にも

諸部曲奴婢告主非謀反逆叛者皆絞^{同首法}告主之期親及外祖父母者流大功以下親徒一年、誣告重者總麻加凡人一等、小功大功遞加一等

とあり、遼史^{一六}一刑法志に見える遼代法でも、(統和)二十四年詔、主非犯謀反大逆及流死罪者、其奴婢無得告首とあり、元典章所引の金律と思はれる舊例でも、明清律でも、それは唐律と同様であつた(なほ第三節)(第二款參照)。

1 淺井虎夫氏、支那ニ於ケル法典編纂ノ沿革(明治四十四年七月七九頁)、程樹德氏、九朝律考(中華民國一六年一月二日)

2 元典章卷十七戶部三冊(戶口條書)。

3 註9參照。僮約に就ては、牧野巽氏も「王褒の僮約について」なる題下に昭和十一年五月東大の史學大會で論ぜられたことがある。又、梁啓超「中國奴隸制度」(中華民國一四年一月二月清華學報第二卷二期五三〇頁)。

4 宋の司馬氏居家雜儀に「凡内外僕妾、鷄初鳴成起、櫛總盥漱、衣服男僕灑掃廳事及庭、鈴下蒼頭灑掃中庭、女僕灑掃堂室、設倚卓、陳盥漱櫛之具、主父主母既起、則拂床、裝衾、裝音壁、疊衣也、侍立左右、以備使令、退而具飲食、得間則澣濯、緝縫、先公後私、及衣則復拂床、展衾、當畫内外僕妾、惟主人之命各從其事、以供百役、……凡男僕、有忠信可任者、重其祿、能幹家事次之、其專務欺詐、背公徇私、屢爲盜竊、弄權犯上者、逐之、凡女僕、年滿不願留者、縱之、勤舊少過者、資而嫁之、其兩面二舌、構虛造謠、離間骨肉者、逐之、屢爲盜竊者、逐之、放蕩不謹者、逐之、有離叛之志者、逐之、とある男僕、女僕は必ずしも奴隸と同じでなく、雇僕であると思はれるが、これも家庭内にあつて百役を供するものとなつてゐる。「百役」の語は僮約の百役と連絡ある語である。居家雜儀にはなほ男僕、女僕は主人の命を奉ずべき

こと、同輩互に親睦なるべきこと、其の他の心得が記されてゐる。居家雜儀の外、宋代に於ける雇僕の資料の豊富なものには、袁氏世範である。例へばその卷上治家の婢妾當宜防閑條、僕厮當取勅條、待奴僕當寬恕條、婢僕不可自鞭撻條、教治婢僕有時條(この三條には、家長・雇主が奴僕に管杖を加へること見ゆ)、婢僕當令飽煖條(これには、家長が、僕に耕種を、婢に紡績を行はしめること見ゆ)、雇女使年滿當送還條、雇婢僕要牙保分明條等。

5 檀几叢書餘集に收められた清の王暉の課婢約も、王褒の僮約に或種の共通性がある。

6 加藤博士「唐の莊園の性質及其の由來に就いて」(昭和六年九月東洋學報第七卷三號三二五頁以下)、「唐宋時代の莊園の組織並に其の聚落としての發達に就いて」(昭和三年二月狩野教授還曆記念支那學論叢六五六頁、六七六頁以下)、同博士講演「支那經濟史(土地制度)」(昭和四年十一月二日於東洋文庫)。

7 史記卷百季布傳、與其家僮數十人、之魯朱家、所賣之朱家、心知是季布、適買而置之田、誠其子曰、田事聽此奴。」

8 通典卷五食貨所引の魏令。

9 古文苑卷十七雜文王褒僮約。此の僮約は初學記や太平御覽等にも收められてゐるが、本書では古文苑による。

10 岡崎博士「魏晉南北朝通史」(昭和七年九月四三三頁以下)。又、楊聯陞氏「東漢的家族」(中華民國二五年一月一月清華學報第一卷四期一〇一二頁)にも、光武的外祖樊家、更是大地主、東漢記說他家裏可以閉門成市、後漢書(卷六十六)樊宏傳記得較的詳細として、東漢の豪族の説明にこの後漢書を引用してある。

11 マジャーナル「支那農業經濟論」(昭和一年一月井上照丸氏譯二七三頁)に「吾々は入手し得た限りの資料に基いて、支那史上、奴隸はそんなに大なる役割を演じなかつたといふ結論に傾いてゐる。」とあるが、少くとも漢魏六朝時代に於ける奴隸の役割は相當に評價してよからうと思ふ。楊聯陞氏「前掲一〇二七頁以下」が仲長統「昌言理亂篇」(豪人之室、連棟數百、膏田滿野、奴隸千群、徒附萬計)を引用して、「農地的耕作、大概以地主家的男子、及依附的小農爲主、奴隸多數只作手工業、如織布帛等、恐怕只有少數參加農事、……千萬兩字、不可泛泛看過といふのは、いさゝか言ひ過ぎの傾があらう。私が本章第二節第二款や、本節に述べてゐる様に、大地主は千萬の奴隸と共に廣大な土地を所有し、これを農業經營に使役してゐることも多かつたと考へられるのであり、奴隸

の主たる労働が手工業にあつたとのみ論定はでき難い。仲長統昌言の「奴婢千群」の如きもむしろ農耕奴婢として解すべきであらう。勿論當時に於ける農業労働部門の小作人の地位も看過できない。

12 册府元龜卷二百七十七宗室部裴龍。舊唐書卷九玄宗紀卷百六王毛仲傳。

13 文苑英華卷六百四十九彈文、彈劍南東川節度使嚴礪文一首(元韻)。「擅收奴婢庄宅等元舉牒判官度支副使檢校尚書刑部員外郎兼侍御史賜緋魚袋崔延都計許州擅沒庄共六十三所宅四十八所奴一十人婢一十七人」。

「梓州刺史檢校尚書左僕射兼御史大夫嚴礪元和四年三月八日身亡擅收嶺山等庄二十九所宅四十一所奴九人婢一十七人加徵錢三千貫文米二千石云々」。

14 蓬州刺史柳蒙擅收沒李簡等庄八所宅四所奴一人加徵錢四千貫文米三千石云々」。

客と佃客)の數をも限定したことがあつた。加藤博士「唐の莊園の性質及其の由來に就いて」(前掲三二五頁)に唐代の農耕奴婢について「當時富貴の家は數多の奴婢を畜へたのであるから奴婢をして此等の地所を耕作せしめることも多かつたであらう。併年ら其の地面が幾十頃幾百頃若くは幾千頃の大さに及ぶやうな場合には別に小作人を置くのが普通であつたやうである。」と見ゆ。

15 沙州文錄補。拙著「唐宋法律文書の研究」(昭和十二年三月七一六頁以下)。

16 剡源載先生文集(四部叢刊本)卷十六墓誌(趙君理墓誌銘)。

17 剡源載先生文集卷十七墓表墓碣(徐耕道墓碣)。

18 牧庵集(四部叢刊本)卷十七神道碑(百夫長贈中大夫上輕車都尉曹南郡侯坤都岱公神道碑)。

19 金華黃先生文集(四部叢刊本)卷三十六墓誌銘(臨川李君墓誌銘)。

20 蒙思明氏「元代社會階級制度」(中華民國二十七年四月燕京學報專號一八〇頁)にはなほ紫山大全集卷十六王忠武墓碑銘、石田集卷十三征行百戶劉君墓碣銘、樂庵集卷八任正卿妻曹節君墓誌銘等により、奴婢の農耕資料が擧げられてゐる。

21 魏翁家藏集(四部叢刊本)卷五十八傳(徐南溪傳)。

22 魏翁家藏集卷六十二墓誌銘(李君信墓誌銘)。

23 劉向孝子圖(太平御覽卷四百一十人事部孝感所引)。又太平御覽卷八百十七布帛部四組(孝子傳)曰「董永父終、貧不遂葬、以身質錢一萬、既葬就後逢一女子、求與永爲妻、云能織絹、詎主、主人令織、一句三百疋、債足、女辭去、曰、我天之織女也、帝見君孝使、我共償耳、因遂不見」。

24 拙文「漢魏六朝に於ける債權の擔保」(昭和八年一〇月東洋學報第二一卷一號九一頁以下)。拙著「唐宋法律文書の研究」(昭和十二年三月三七一頁)。

25 奥村伊九良氏「孝子傳石棺の刻畫」(昭和十二年五月瓜茄第四卷二九二頁)參照。奥村氏の論文には孝子傳について研究してあつて、參考になる處が多い。但し文中「奴婢に身賣り」とある處は、法律的には別の言葉で表現したい。尙、同氏は宋書卷二十二樂志魏の曹植の靈芝篇に見えた董永及び神女機織の文をも擧げて居られる(同上二九三頁)。拙著前掲。

26 金華黃先生文集卷三十九墓誌銘(魏郡夫人偉吾氏墓誌銘)。

27 志田不動齋氏「漢代の奴婢制度」(石頭)に就いて「昭和五年九月歷史學研究第二卷一號二三頁」。

28 南齊書卷二十八垣榮祖傳「永明二年、爲冠軍將軍、尋陽相南新蔡太守、作大形棺材、盛伏使鄉人田天生王道期、載渡江北、監奴有罪告之、有司奏免官削爵、付東冶、案驗無實、見原爲安、陝王平西諮議、帶江陵令、北齊書卷三世宗紀、初梁將蘭欽子京、爲東魏所虜、王命以配厨、欽請贖之、王不許、京再訴、王使監厨者頭薛豐、洛、杖之曰、更訴當殺爾」。

29 これに類することは唐前からあつたものといへよう。

30 志田氏前掲二〇頁以下。又同氏「晉代の土地所有形態と農民問題」(昭和七年二月史學雜誌第四三編二號五〇頁以下)。

31 册府元龜卷百四十九帝王部辨訪。

2 通鑑注卷二百四十四唐文宗紀(次揭)に見る如く「若頭即ち奴婢を牙將たらしめてゐる例もある。」「大和六年三月、李聽之前鎮武寧也、有若頭爲牙將、考新舊書、李聽前此未嘗鎮武寧、切意此若頭蓋從聽兄恩素鎮武寧、遂得爲牙將也、至是、聽先遣親吏至徐州、慰勞將士、若頭不欲、聽復來說、軍士殺其親吏、食之、聽懼以疾固辭、辛酉、以前忠武節」。

- 度使高瑀、爲武寧節度使」
- 33 北齊書卷二十二盧文偉傳。「嘗於晉陽置酒賓遊滿坐、中書舍人馬士達、目其彈篋、候女妓、云、手其織素、宗道卽以此婢遣士達、士達因辭、宗道便命家人、將解其腕、士達不得已而受之」
- 34 册府元龜卷二百五十八儲官部失德。新唐書卷八十太宗諸子傳。
- 35 資治通鑑卷二百六唐則天武后紀。
- 36 甘澤謠(紅綾)紅綾、壽州節度使薛嵩家青衣、善彈阮咸、又通經史」
- 37 叙小志(說郭卷七十七)。
- 38 全唐詩話(律建秘書本)卷四。
- 39 梁書卷三十九羊侃傳、大同中、魏使陽斐與侃在北、嘗同學、有詔令侃延斐同宴、賓客三百餘人、器皆金玉雜寶、奏三部女樂、至夕、侍婢百餘人、俱執金花燭、侃不能飲酒、而好賓客交遊、終日獻酬、同其醉醒、周書卷三十八呂思禮傳、襄理政事、夜則讀書、令蒼頭執燭、燭燼夜有數」
- 40 群書治要卷四十六中論(徐幹)。
- 41 世說新語上之下政事第三。
- 42 魏書卷六十八甄琛傳、入都積歲、頗以弄琴、晝日至乃通夜不止、手不離琴、頭常令乘燭、或時睡頓大加其杖、如此非一、奴後不勝楚痛、乃白琛曰、郎君辭父母仕宦京師、若爲讀書執燭、奴不敢辭罪、乃以圍棊日夜不息、豈是向京之意、而賜加杖罰、不亦非理、琛惕然慙感、遂從許、奴彭假書研習、聞見益優」
- 43 顏氏家訓卷一治家第五には、齊吏部侍郎房文烈、未嘗嗔怒、經霖雨絕糧、遣婢糴米、因爾逃竄、三四許日、方復擒之、房徐曰、舉家無食、汝何處來、竟無插撻、宋末有之、意兩字(注)一本無、晉寄人宅、(補)以宅寄人也、奴婢徹屋爲薪、略盡、附之、擊覺、卒無一言、同、同じく六朝時代でも、奴婢に笞罰を加へざる主人もあつた。
- 44 朝野僉載(續百川學海本)廣州錄事參軍柳慶、獨居一室、器用食物、並致臥內、奴有私取、一撮者、慶鞭之見血」
- 45 袁氏世範卷下治家(教治婢僕有時)婢僕有過、既已鞭撻、而呼喚使令、辭色如常、則無他事、蓋小人受杖、方內懷怨、而主人怒不之釋、恐有輕生而自殘者」

- 46 南部新書(粵雅堂叢書本)(癸)宣皇於內中置杖、內官有過多杖之、延英宰臣諫之、上曰、此朕家臣杖之何爽、如卿等奴僕有過、不可不決」
- 47 梁啓超、中國奴隸制度(中華民國一四年一二月清華學報第二卷二期五四七頁)尙、梁氏は服虔注を應劭注と言つてゐる。
- 48 東漢觀記(湖北先正遺書本)卷二十一一段著。又、程樹德氏、九朝律考(中華民國一六年一二月)漢律考卷四參照。
- 49 又、唐律疏議、宋刑統卷二十二開訟律疏文、奴婢賤賤、雖各有主、至於殺戮、宜有稟承、云々參照。
- 50 唐律疏議、宋刑統卷六名例律、若三綱、毆殺觀寺部曲合徒一年、奴婢有罪、不請官司、而殺者杖一百」
- 51 元典章卷四十二刑部四殺奴婢娼佃(毆死有罪)又、金史卷四十五刑志、至皇統間、詔諸臣以本朝舊制兼採隋唐之制、參遺宋之法類以成書、名曰皇統制、頒行中外、時制杖罪至百、則背背分決、及海陵庶人、以眷近心腹、遂禁之、雖主決奴婢、亦論以違制、によると、主人が奴隸に杖罰を加へる場合にも背を杖打するを禁じ、禁に反するときは違制を以て論ずることとした例もある。
- 52 有高博士前揭三六五頁。
- 53 梁氏前揭五四六頁。
- 54 通鑑卷二百四十九唐宣宗紀。
- 55 南部新書(粵雅堂叢書本)(甲)尙、魚玄機に就ては太平廣記、北夢瑣言等に見ゆ。又、蜀外全集第四卷(魚玄機)參照。
- 56 朝野僉載(又太平廣記)の中から婢にして主人から非理殺傷をうけた記事數例を次に掲げて置かう。「唐貞觀中、濮陽范略妻任氏、略先幸一婢、任以刀裁其耳、鼻、略不能制」唐梁仁裕、爲驍衛將軍、先幸一婢、妻李氏甚妬而虐、縛婢、擊其腦、婢號呼曰、在下卑賤、制不自由、娘子鎖項苦毒、何甚、婢死、後月餘、李氏病、唐荆州枝江縣主簿夏榮、判襄司縣丞張景、先寵一婢、其妻楊氏妬之、景出使不在、妻殺婢、投之於廁(太平廣記)以上夫々卷百二十九應報二十八、范略婢、梁仁裕婢、張景婢、共に、出朝野僉載とあり(玉堂閑話)は、魏帥侍中馬全節、嘗有侍婢、偶不愜意、自擊殺之、後累年染重病(太平廣記)では卷百三十應報二十九馬全節婢、出玉堂閑話とあり)
- 57 燕翼詒謀錄(百川學海本)卷三主家不得驛奴僕。

かくて王繼勳は、彼に市人の子女を賣つた女僧や、又、彼と共に人肉を食つた僧侶等と、遂に洛陽の市に斬らるるに至つた。尙、新唐書卷百三十四楊慎矜傳、婢春草有罪將殺之、この種の參考資料とならう。

59 文獻通考百六十六刑考五(刑制)(大槓)によると、前記燕翼詒謀録にも見えた如く、咸平六年詔を以て、主人が私に僮僕に黥することは禁止されてゐる。(咸平)六年詔、有盜主財者、五貫以上杖春、餘面配牢城、十貫以上奏裁、勿得私黥、濫制士庶家僮僕有犯、或私黥其面上、以今之僮僕本備雇良民、故有是詔。

60 元典章卷五十七刑部十九禁豪霸に(至大元年)富勢之家、奴隸有犯、並不經官管理、往往用鐵枷釘項、凡奴隸之數、貴賤雖殊、亦皆人之子也、設有愆過、若本使不想、理宜送官懲戒、豈有法外凌虐傷殘之理、甚傷風俗、...富勢之家、奴隸有犯、私置鐵枷釘項、禁錮、又有擅自刺面者、誠非所宜、云々」とあり、有罪奴隸は官に送つて懲戒を加ふべく、私に鐵枷等を加へて禁錮し、或は擅に刺面する如きは、宜しく禁止すべきものとしてゐる。文中に奴隸と雖も、皆人之子也」とある所は、奴隸の人的一面を示したものと一へよう。又、元史卷百五刑法志(雜犯)には、諸貴勢之家、奴隸有犯、輒私置鐵枷釘項、禁錮、及擅刺其面者、禁之、「諸獲逃奴、輒刺面、則鼻、非理殘苦者、禁之」、「諸無故擅刺其奴者、杖六十七」の如く禁止規定を見る。

61 梁啓超「中國奴隸制度」前掲五四七頁。

62 陔餘叢考卷四十二奴封侯、按漢書光武紀十一年詔、殺奴隸者、不得減罪、又詔、敢炙灼奴隸、論如律、又詔、除奴隸射傷人、棄市律、是光武之政、多假借奴隸、豈當時、深有見於奴隸之受虐、而爲此令耶。

63 唐獄官令(捕著)唐令拾遺(昭和八年三月七六五頁)從立春至秋分、不得奏決死刑、若犯惡逆以上、及奴隸部曲殺主者、不拘此令、によると、主を殺せる部曲奴隸に對しては、時を遷ばず、死刑を執行する。又、獄官令(捕著)前掲七六一頁、部曲奴隸殺主者、唯一覆奏、によると主を殺せる部曲奴隸については三覆奏することなく、一覆奏を以て刑罰を決定した。

64 元典章卷四十一刑部三惡逆(奴殺本使)。

65 明清律刑律(人命)凡謀殺祖父母及期親尊長外祖父母及夫之祖父母父母、已行者皆斬、已殺者皆凌遲處死、...若奴隸及雇工人、謀殺家長及家長之期親外祖父母、...罪與子孫同、又、刑律(鬪毆)凡奴隸毆家長者皆斬、殺者皆...

凌遲處死、過失殺者絞、傷者杖一百流三千里、若毆家長之期親及外祖父母者絞、傷者皆斬、過失殺者減贖罪二等、傷者又減一等、故殺者皆凌遲處死、云々」

66 刑統賦解(枕碧樓叢書本卷下)。

67 元典章卷五十三刑部十五誣告(奴誣告主斷例)今本使告乞減刑歸斷、亦法司擬舊例、奴隸應告主事、而誣告皆斬本主求免者、聽減一等、今本使告乞減刑、合徒五年、都擬決一百七下省准、又、元代法に就ては元史卷百五刑法志(訴訟)參照。

68 明律刑律(訴訟)凡子孫告祖父母父母、妻妾告夫及夫之祖父母父母者、杖一百徒三年、但誣告者絞、...若奴隸告家長及家長、長總麻以上親者、與子孫卑幼罪同。

第六節 被解放部曲・奴婢の地位

本節には、主として被解放者たる舊部曲・奴婢とその舊主との法律上に於ける關係を述べることにする。こゝに舊主といふのは、事實上の舊主と同義ではない。それは唐律疏議宋刑統七・賊盜律の注並に疏に

注云、故夫謂夫亡改嫁、舊主謂主放爲良者、妻妾若被出及和離、即同凡人、不入故夫之限、其舊主謂經放爲良、及自贖免賤者、若轉賣及自理、訴得脫、即同凡人、餘條故夫舊主準此、謂毆誓告言之類、當條無文者並準此。

とあつて、その部曲又は奴隸を任意的に解放した舊主、及び奴隸自身がその財を以て贖身して放免された場合の舊主をいふのであつて、自己を他に賣つた場合の主人若くは自己が良人(自

由人たることを官に許へ自由が確認せられて放免された場合の主人は、共にたとへ事實上の舊主ではあつても、こゝに所謂舊主ではない。尤も明清律(刑律)で「舊家長」といつてゐるのには、唐宋律の舊主とむしろ逆な場合もあることを注意しなければならない。

さて、被解放者は、解放によつて、良人たる身分を取得した場合にも、舊主との關係に於いては、法律上、決して對等の地位を得ることはなかつた。その刑法上に於いては、唐律疏議(宋刑統)に「賊盜律に

諸妻妾謀殺故夫之祖父母父母者、流二千里、已傷者絞、已殺者皆斬、部曲奴婢謀殺舊主者、罪亦同。故夫謂夫亡改嫁舊主謂主放爲良者餘條故夫舊主準此

とあり、部曲も奴婢も謀つてその舊主を殺さんとするときには流二千里、已に傷けたときは絞、已に殺すものは斬に處せられ、又前掲書(三)闕訟律に「諸部曲奴婢詈舊主者、徒二年、毆者流二千里、傷者絞、殺者皆斬、過失殺傷者依凡論」とあつて、舊主を詈るときは徒二年、毆るときは流二千里、傷けるときは絞、殺すときは斬に處し、過失殺傷のときに限り、一般人の例と同様に取扱はれるが、他の場合は一般人より重い刑を加へられる。これ闕訟律問答に於いていふ如く「至如奴婢部曲唯繫於主、爲經主放、願有宿恩の故である。なほ明清律(刑律)若奴婢謀殺舊家長者、以凡人論謂將奴婢、賣他人者、皆同凡人餘條準此」若奴婢詈舊家長者、以凡人論謂舊家長といふのは、自己を奴婢として他人に賣つた者をいふのであつて、その舊家長との間には恩義己に絶えてゐるのであるから、これを謀殺し、或は罵詈するときは、凡人を謀殺罵詈せると同じく處罰せられる。而して、清律の注によ

ると、贖身によつて放免された場合の舊家長との間には、主僕の恩義なほ存するのであるから、之を謀殺し又は罵詈するときは、なほ家長を謀殺罵詈する律によつて科斷するといふ。従つて、この點は唐宋法の舊主に對する罪よりも比較的軽く考へられてゐたことゝならう。次に唐律疏議(宋刑統)闕訟律に「即舊主(舊主二字宋刑統无)毆舊部曲奴婢折傷以上、部曲減凡人二等、奴婢又減二等、過失殺者各勿論」とあり、舊主が部曲や奴婢を毆り、折傷以上を加へたとき、それに加へる刑は舊部曲のときは凡人より二等輕減し、舊奴婢のときは更に二等を輕減する。然も過失殺のときは全然その罪を論じないのである。元典章(次掲)には金律と思はれる舊例を引用してゐるが、その内容は唐律と同様である。

至元三年六月二十三日、省判送下制國用使司呈、楊珍爲放良、軀口邢粉兒、年限未滿逃走、捉獲打死罪犯、法司擬鬪殺人者絞、舊例、主毆放良奴婢、因傷致死、減凡人四等、合徒二年半、部准擬、七十七下、省准斷訖

その婚姻法上に於いては、被解放者(婢)は舊主の妻となることは許されず、妾たるを得るに止まつた。唐律疏議(宋刑統)戸婚律及びその疏問答に

若婢有子、及經放爲良者、聽爲妾、疏議曰、婢爲主所幸、因而有子、即雖無子、經放爲良者、聽爲妾、問曰、婢經放爲良、聽爲妾、若用爲妻、復有何罪、答曰、妻者、傳家事、承祭祀、既具六禮、取則二儀、婢雖經放爲良、豈堪承嫡之重、律既止聽爲妾、即是不許爲妻、不可處以婢爲妻之科、須從以妾爲妻之坐とある如くである。私は右戸婚律以妻爲妾條の後半)を被解放者と舊主との間の法たること

は疑ない。然らば被解放者も舊主以外の者との關係は如何であつたか。若し前掲律の問答の「豈堪承嫡之重」が被解放者と一般人との間にも言ひ得るものとすれば被解放者(女)は一般良人の妻ともなり得ぬ理であらうが、かくては自由人となつて却つて自由を失ふ結果とならう。思ふに刑法上に於いて被解放者も舊主以外とは對等の地位に立つたと同様婚姻法上も兩者はまづ平等の地位にあつたのではなからうか。この問題については論定を避け後考を俟つこととする。被解放者は解放された後も事實上舊主人に對して或種の勞役を提供する等、何等かの負擔を負ふことがなかつたとは限らない。元代資料では主人が奴婢を解放するとき、主人の塋田の附近に住み、且主人の祭事を奉ぜしめる條件を附して居たものがある。然しそれはいつもそうであつたとは限らぬと思ふ。又、史學指南に見る如く解放されて後も舊によつて舊主の貫籍に隨つてゐるもの所謂「戸下戸」もあつたが、然し法律上は解放後なほ居住移轉の自由を缺いたのではなかつた。唐令の中にも「自贖免賤本主不留爲部曲者任其所樂」とあり、唐書「食貨志」にも「浮民部曲客女縱爲良者附寬鄉」とあり、解放された者を寬郷の籍に附するとはあるが舊主人の意思による居住移轉の制限は別段規定してはない。ゲルマンの奴婢は解放後も主人に對し夫役貢租の義務を負ふ場合もあり、その上居住移轉の自由を缺いた場合もあつた。支那の奴婢の場合にも或程度それに類することはあつても、ゲルマンの奴婢に見る様な顯著のものではなかつたと思ふ。

- 1 明律集解附例卷十九の纂註には「蓋賣他人則義已絶。故同凡人也」と見ゆ。
- 2 明律集解附例卷二十一の纂註云「若奴婢轉賣與人其義已絶。而舊日家長以凡人論。答一十」。
- 3 清律刑律(人命)謀殺舊家長者、以凡人論(謂將自己奴婢轉賣他人者皆同凡人論。餘條准此。贖身奴婢主僕恩義猶在。如有謀殺舊家長者仍依謀殺家長律科斷)清律刑律(罵詈妻妾罵故夫父母條)罵詈家長者、以凡人論(其贖身奴婢罵詈家長者仍依罵家長本律論)。
- 4 元典章卷四十二刑部四殺奴婢娼婦個殺放良奴。
- 5 樂庵集卷七提舉梁君墓誌銘出其僮使皆有勞者十數輩爲民仍俾近營田俾奉祭事蒙思明氏元代社會階級制度(中華民國二十七年四月燕京學報專號一九一頁)。
- 6 史學指南(居家必用事類全集卷十六)良賤學產。
- 7 唐律疏議(宋刑統卷十二)戶婚律問答所引の令。中田博士「日本令と唐令との比較研究」法制史論集第一卷六六頁。
- 8 ゲルマンの奴婢については栗生博士「中世の奴婢」昭和十五年二月「法律史の諸問題」三七八頁以下參照。
- 9 清代被解放者は應試出仕するを得なかつたことがあつた。それに就ては清國行政法第二卷(明治四三年一月一〇三頁)及び王世杰氏「中國奴婢制度」中華民國一四年四月五六月「社會科學季刊」第三卷三號三一八、三二五頁參照。所詮被解放者は公權の享有に制限があつたわけである。又、王氏によると被解放者は(主家に於いて生育したその子孫も)主家に對して主僕の名分を保存すべきであつたことが、戶部則例卷三戶口三、良人奴婢條に見えてゐる。

は疑ない。然らば被解放者も舊主以外の者との關係は如何であつたか。若し前掲律の問答の「豈堪承嫡之重」が被解放者と一般人との間にも言ひ得るものとすれば、被解放者(女)は一般良人の妻ともなり得ぬ理であらうが、かくては自由人となつて却つて自由を失ふ結果とならう。思ふに刑法上に於いて、被解放者も舊主以外とは對等の地位に立つたと同様、婚姻法上も兩者はまづ平等の地位にあつたのではなからうか。この問題については論定を避け、後考を俟つこととする。被解放者は解放された後も、事實上、舊主人に對して或種の勞役を提供する等、何等かの負擔を負ふことがなかつたとは限らない。元代資料では、主人が奴婢を解放するとき、主人の墾田の附近に住み、且主人の祭事を奉ぜしめる條件を附して居たものがある。然しそれはいつもそうであつたとは限らぬと思ふ。又、史學指南に見る如く、解放されて後も舊によつて舊主の貫籍に隨つてゐるもの所謂「戸下戸」もあつたが、然し法律上は解放後なほ居住移轉の自由を缺いたのではなかつた。唐令の中にも「自贖免賤本主不留爲部曲者、任其所樂」とあり、奴婢にして解放されて良人となつたものは、その好む所に居住し移轉する自由を有した。新唐書「食貨志」にも「浮民、部曲、客女、歲爲良者、附寬鄉」とあり、解放された者を寬郷の籍に附するとはあるが、舊主人の意思による居住移轉の制限は別段規定してはない。ゲルマンの奴婢は解放後も主人に對し夫役貢租の義務を負ふ場合もあり、その上、居住移轉の自由を缺いた場合もあつた。支那の奴婢の場合にも或程度それに類することはあつても、ゲルマンの奴婢に見る様な顯著のものではなかつたと思ふ。

- 1 明律集解附例卷十九の纂註には「蓋賣他人則義已絕、故同凡人也」と見ゆ。
- 2 明律集解附例卷二十一の纂註云「若奴婢轉賣與人其義已絕、而舊日家長、以凡人論、答一十」。
- 3 清律刑律(人命)謀殺舊家長者、以凡人論、謂將自己奴婢轉賣他人者、皆同凡人論、餘條准此、贖身奴婢、主僕恩義猶存、如有謀殺舊家長者、仍依謀殺家長律科斷、清律刑律(罵詈)妻妾罵故夫父母、係罵舊家長者、以凡人論、其贖身奴婢、罵舊家長者、仍依罵家長本律論。
- 4 元典章卷四十二刑部四殺奴婢、婚佃、殺放良奴。
- 5 樂庵集卷七提舉梁君墓誌銘、出其僮使嘗有勞者十數輩、爲民、仍俾近墾田、俾奉祭事、蒙思明氏「元代社會階級制度」(中華民國二十七年四月燕京學報專號一九一頁)。
- 6 史學指南(居家必用事類全集辛集卷十六)良賤學產。
- 7 唐律疏議、宋刑統卷十二戶婚律問答所引の令。中田博士「日本令と唐令との比較研究」(法制史論集第一卷六六頁)。
- 8 拙著「唐令拾遺」(昭和八年三月二六一頁)。
- 9 ゲルマンの奴婢については、栗生博士「中世の奴婢」(昭和一五年二月)法律史の諸問題(二七八頁以下)參照。
- 10 清代被解放者は應試出仕するを得なかつたことがあつた。それに就ては、清國行政法第二卷(明治四三年一月一〇三頁)及び王世杰氏「中國奴婢制度」(中華民國一四年四月五、六月)社會科學季刊第三卷三號三一八、三二五頁參照。所詮、被解放者は公權の享有に制限があつたわけである。又、王氏によると、被解放者は(主家に於いて生育したその子孫も)主家に對して主僕の名分を保存すべきであつたことが、戶部則例卷三戶口三、良人奴僕條に見えてゐる。

索引

あ		一夫多妻制	47, 539, 674
アリアン族古法の後見	83, 853	姻族・姻屬・姻黨	22, 248 ff
悪逆	80, 833	蔭位	726, 730
悪疾	63 f, 673 f, 680	蔭贖	311
字(あざな)	83, 850 f	え	
い		永久後見	83, 853
インドの家族共産制	438, 443 f	永業田	446, 508, 725
インドの婚禮	58 f, 647	衛士	367
インドの三從	60, 79, 83 f, 852 f, 855 ff	嬰兒殺害	76, 814 ff, 830
インドの養子法	71 ff, 75, 774, 778 f, 783, 786 f, 802	營門・營戸	564, 589
委任受胎	733	役畜	28, 411
異煙・異爨	40, 326 f	縁組能力	786
異姓不養	5, 73, 732, 774 f, 779 ff, 790	縁坐・縁坐刑	21, 226, 232 ff, 309 f, 474, 736, 934, 948
異姓養子	72 ff, 109, 112, 193, 713, 772 ff, 779 ff, 788 ff	道僧と縁坐	233
違反教令	821 f, 834, 951	婦人と縁坐	233
違約罰文言	157	部曲・奴婢と縁坐	233, 936 f
遺言・遺令・遺囑	43, 82, 318 ff, 376, 441, 449, 459 ff, 480 f, 750 f, 844, 908, 915	燕子箋	576, 773
遺言状・遺囑書・遺札	461, 474, 751, 908	お	
遺産相続	44, 318 ff, 488 f	王褒儼約	94, 972 f
均分主義	488 f	歐陽氏譜	144, 147 f
異分主義	488 f	落穂(遺穂)拾ひ	39, 429 f
遺贈	749 f	夫の失踪	706 f
遺贈額制限	480, 750	か	
遺腹子	467, 763 ff	下妻	720 f, 729
育嬰堂	317, 815, 829	花押・花字	66, 626, 690 f, 693, 742
		花燭の典	57, 643, 645
		科擧	20, 193, 217, 222 f

家訓・家規・家範・家約	10, 28, 38, 117, 148, 403 ff, 411, 415	家譜・家乘	宗譜を見よ
家口數	27, 36, 329 ff, 388	華僑	169
家産・家族共産	40, 199, 435 ff, 950 f	過繼子	72, 772 ff, 779, 806 f
家産の管理處分	41 f, 79, 439 ff, 450 ff, 824	過房子	772 ff, 806
家産分割	43 f, 61, 78, 459 ff, 662, 805, 824 ff, 907 f	嫁妻・嫁賣	657, 730
直系尊屬の行ふ家産分割	42 f, 459 ff	嫁資	465
傍系尊長の行ふ家産分割	42 f, 462 ff	嫁娶婚	49, 544
法律上の強制的家産分割	440, 474 f	嫁母	758
均分主義	43 f, 462	寡婦	39, 51, 75, 77, 79, 83, 366, 401, 478, 485, 502 f, 580, 725, 756, 786, 825, 856
適庶異分主義	462, 465 f	寡婦守節の志	51, 77, 580, 709 ff
家産分割文書	151 f, 446, 461 f, 468 ff, 751, 806	寡婦の代位	662 f
家主	37, 398 f, 402, 423, 454, 861	寡婦の養贖財産	462, 826, 951
家人	421 ff, 892 f	課戸・不課戸	368, 418
家生奴・家生軀口	91, 957, 962	課丁・課口	419, 524
家族制の近代化	98	外國人の遺産	483
家族團體の職能	27 ff, 36 ff, 342 f, 387 ff	外婚制	49, 544 ff, 551
家族の扶養	37, 387	外親・外族	22, 243 ff
家族労働	39, 404, 421 ff	回定帖・回帖	56, 630 ff
家長	28 ff, 37 ff, 41 f, 79, 81, 90, 99, 115, 327 f, 369, 398 ff, 450 ff, 498, 503, 725, 825, 841 ff, 845, 861, 950 ff	改嫁(再婚)	62, 68, 708 ff
直系尊屬たる家長	41 f, 439, 450 ff	械闘	11 f, 168 ff, 177 f
傍系尊長たる家長	41 f, 450 ff	解放(賤民の)	89, 93, 926, 960, 963 ff, 967 ff
家長の教令	28 ff, 38 ff, 403 ff, 441, 450 ff, 820 ff	會食(共同食事)	32, 143, 389 f
家長の職分	28 ff, 37 ff, 403 ff	家族の會食	32, 338, 349, 389 f
家長の懲戒	38 ff, 404 ff	宗族の會食	143
家長獨坐制	420 f	各居	326, 372
家督	763	畫指	686, 698
家内奴隸	94, 972 ff	合戸合鑿	385, 393 ff
		割股・割肝割眼	80, 835 f
		割衫婚	53, 582 f
		干名犯義	309, 935
		完全養子	778
		官戸	70, 91, 554, 765, 925, 958

官場現形記	21, 223, 225	義莊規條	174 f, 179 ff, 210 f, 222, 317
官賤	559	義莊米	11, 15, 148, 181 ff, 187 ff
官奴婢	85, 91, 925, 958, 966	義男	189, 192 ff, 196
官媒・官媒婆	55, 617 f	義塚	319, 712 f
官吏と部人女の婚姻禁止	50, 567 f, 719	義田	14, 186, 206, 208, 317, 323
姦後の婚	51, 576 f	義田	11, 14, 123, 125, 148 ff, 151, 184 ff, 205 ff, 210 f, 317
姦生子	43, 69 ff, 91, 466, 765 ff, 958	義渡	14, 206
姦・姦通	60, 62, 306, 654 f, 728	義門	31, 166, 176
冠禮	83, 409, 850 f	儀式婚	58, 643
監奴	977	歸宗女	366
漢譯佛典の三從	84, 855, 858	歸屬質	91, 957
還孫招婿	733	絹則問織婢	96, 976
關書・關約	474	客女	85, 91 f, 554, 765, 798, 861, 863, 957
		九族	245, 277
		九品中正の制	213 ff
		休書	686 ff, 702
		舊家長	994 f
		舊主人	97, 957, 993 ff
		圖書	44, 473
		圖分	468 f
		居養院	37, 76, 317, 387, 814, 828
		虛封	525 f, 533
		魚鱗冊(土地臺帳)	150 f, 162
		學子倉	76, 816
		兄弟轉婚	51, 571
		行政法上の蔭	284 ff
		共同債務	450
		共同主婚	68, 710
		共同親權	78, 756, 857
		共有産及び共有持分	445 ff
		共牢合卺	58 f, 644 ff
		享祭分・祭需	44, 461 f, 466
		供養有嗣	315, 821, 834 f
		蠶嫁	68, 77, 710 f
きけり			
ギリシヤの婚禮	58 f, 647		
鬼媒	620		
棄妻・棄妻權	61 ff, 656 離婚權を見よ		
棄妻狀	689 ff		
棄市	833 f, 934		
棄兒收養	72, 779, 790		
棄夫	62, 670 f, 680		
期親	23, 25, 251 f, 277 ff		
貴族	49, 215, 223, 546, 556		
義學・義塾	7, 14, 123, 125, 186, 196, 207, 222		
義居	326		
義子孫	772 ff, 807 f		
義兒	773, 779		
義兒軍	779, 783, 790		
義井	14, 206		
義絶	55, 64, 670, 675, 683 f		
養子離縁事由としての義絶	812 f		
義倉	123, 125, 194		
義莊	7, 13 f, 120 f, 137, 142, 148, 151,		

教令(父母の教令) 41 f, 77 ff, 84, 441,
 450 ff, 664, 756,
 820 ff, 824 f, 857
 夫の教令 664
 家長の教令 家長を見よ
 後見人の教令 845
 族長の教令 族長を見よ
 郷黨・郷隣 3 ff, 11 ff, 130, 162 f, 317, 842
 郷約 121
 境界石 156
 玉簪記 57, 583, 635
 今古奇観 679, 690, 718, 844 ff
 近親 13, 22, 25, 171, 255 f,
 318 ff, 323, 482, 843
 禁婚親 50, 547, 569 ff
 く
 口分田 446, 725, 920, 933
 驅口・驅口 780, 862, 865
 群従 276, 281
 け
 ゲルマン古法の後見 842, 853
 ゲルマン法の奴隷 88 ff, 97, 860,
 902 f, 924, 933,
 958, 962 f
 ゲルマンの家族共産制 438, 443 f
 ゲルマンの親等計算法 25, 275 ff
 ゲルマン法系の社團人 208 f
 刑法上の蔭 310 f
 計帳 418, 928
 荆釵記 57, 634
 敬恭有虧 820 ff
 黥刑(奴隷に對する) 94, 934, 947,
 971, 983, 992

繼絶 374, 483 ff, 487
 繼父 757 ff
 繼母 70, 755, 757 ff, 814, 821 f, 826 f, 833
 雞籠之圖 276 f, 281
 血族・血屬 240 ff
 血縁主義 5, 110
 結婚式 57 ff, 643 ff
 諸民族の結婚式 59 f, 647
 結髮 54, 58, 601 f, 608 f, 645
 元曲・元曲選 52, 65, 461, 581, 618 f, 669,
 679, 702, 747, 781, 844 f
 元曲寶娥冤雜劇 52, 581
 元曲東堂老雜劇 844 f
 元明雜劇 583, 773
 券曆 17, 194, 196
 兼祧・雙祧・三祧 45, 76, 507, 576, 797
 檢校・檢校庫 482, 846
 權利宣言 99
 こ かう くわう
 小作人(佃農)・小作 16, 27, 29, 94 f, 172,
 189, 196, 206 f, 327,
 330, 408, 976, 988
 戸下戸 996
 戸主 37, 79, 83, 353 ff, 363, 366,
 369, 400 f, 417 ff, 725, 825
 戸籍 47, 362 ff, 394 ff, 418, 770, 928, 951
 戸籍の除・附 803
 戸絶 318 ff, 448, 478, 711, 799, 807
 戸絶資産 318 ff, 478 ff, 501,
 747 ff, 807, 908
 戸頭 400
 戸奴・戸婢 915, 936, 942 f, 967, 978
 五家・伍家 325
 五指・手摸 693 f, 702

五族・五族誅 21, 225 ff, 229 ff, 235
 五等親制 280 ff
 五父十母 760
 五服親 22, 173, 251 ff, 263 ff,
 277 ff, 285, 313 f
 五母 757, 759, 761
 古今小説 461, 690 f, 699
 孤兒 82, 842 ff, 851
 孤兒財産の國家管理 82 f, 846
 孤幼園 317
 雇工・雇人・雇僕 85, 423, 425, 873 ff,
 882 ff, 986 f
 明清律の雇工 85, 873, 878 ff
 雇農 27 f, 94, 327, 330, 975
 工業 925
 公主の食封 528
 公的救恤制度 13, 37, 163
 公的後見制 82 f, 846 ff
 共同共有 41, 448
 公葬 28, 411
 合意離婚 62 ff, 100, 680, 682 f, 692 ff
 合盃・交盃 58 f, 604, 613 f, 644 ff, 649 f
 合髻(結髮) 54, 58, 601 ff, 608 f, 645
 合手的共有 41, 61, 206, 447
 合同婚書 626 ff, 741 ff
 合戸 かの部分を見よ
 合譜 220
 考試官廻避 293 ff
 孝子・孝婦 835 ff
 孝養義務 76, 80, 756, 832 ff
 庚帖 630
 後見人 82 ff, 841 ff
 収益的後見 82, 846
 族人の後見 844
 永久後見 83, 853

後夫 479, 711 ff
 紅定 56, 633, 640
 皇明諸司廉明公案 448, 461, 744 f
 高利貸 94, 974
 耕當問奴織當訪婢 94, 972, 976
 貢舉 294
 薙子(溺兒) 34, 380, 817
 告言 90, 309
 國除・爵除 510 f, 518
 婚姻適齡 50, 367, 548 f, 585 f, 626
 婚姻の同格 50, 89, 545, 905, 925
 婚外子 43, 69 ff, 466, 765 ff
 婚主 主婚を見よ
 婚書・婚帖 56, 101, 612 ff, 618, 621 ff,
 625 ff, 636, 639, 725
 娶妾の婚書・婚契 723, 729
 招婿(贅婿)の婚書 740 ff
 近來の婚書 101
 婚族・婚屬 22, 248 ff
 髡刑 821, 831
 さ
 再婚 62, 68, 79, 708 ff, 826
 再婚期限 68, 705
 再婚許可文言 66, 690 ff, 695 ff
 妻妾の職分 38 f, 408 f, 429 ff, 659 f
 妻妾の注籍 352 f, 358, 366
 妻族・妻黨 22, 230, 245 ff, 250 f
 妻・腰・妾の地位の比較 61 f, 659 f, 725 ff
 財禮 聘財を見よ
 祭祀相續・祭祀相續人 45, 69 ff, 99,
 483 ff, 490 ff
 祭祀相續人選定法 45, 491 ff
 相續人選定と卜占 499
 祭田・祭産・祭祀公業 7, 11, 13, 17 ff,

125, 142, 148 ff, 150, 156, 169, 174 f, 177, 179 ff, 195, 198 ff, 210 f, 409	
祭田規定	19, 204
祭田契・祀田契	19, 150, 156, 203
細帖子・細帖・定帖	56, 603, 614, 631 f
彩樓投毬	55, 618 f, 718
裁判官廻避	313 f
殺子	76, 814 ff
雜戸	49, 70, 91, 554, 564, 765, 798, 925, 958, 966
三妻	47, 51, 539 ff, 573 ff, 717
三從	60, 79, 83 f, 653, 825, 853 ff, 857 f
インドの三從	79, 83 f, 855 ff
漢譯佛典の三從	84, 855, 858
三種の夫	648, 650
三族・三族誅	21, 108, 225 ff, 229 ff, 235
三代帖・三代帖式	631 f
三祧	45, 76, 507, 797
三不去	64, 672 ff, 675, 691
三父八母	69, 242, 755, 757 ff
山契	151, 156 ff
し せう せふ ちやう ちゆう	
士庶(士人・庶民)	36, 49, 85, 213 ff, 223, 546, 556 ff, 590 f, 859
士庶不婚制	49 f, 546, 555 ff
士農工商	85, 859
氏族	104, 555 ff
司祭者・主祭者	5, 37, 45, 399, 403, 490, 501
司馬氏書儀の製作年代と流源	607
四大分分書	470 ff
四父六母	69, 242, 755, 757 ff
市舶司	483
至親	22, 255 f

寺院の奴隸	889, 911, 942
次妻	540 f, 594, 715 ff
奈良時代の次妻	540 f
自給自足的家族團體	27 ff, 327, 378, 387 ff, 423 ff
自然血族	240 ff
自治規範	族約を見よ 家訓を見よ
自贖免賤	93, 917 f, 965
自媒・無媒の婚	615 f, 723
自由提供	91, 861, 955 f
私産・私財(特有財産)	42, 409, 439, 446, 450, 455 ff, 488, 824 f, 907
私生子	70, 765 ff
私賤	85, 559, 859
私鑄錢	421
私約	56, 618, 621 ff, 629 ff
侍丁	323
兒童教育	431, 436 f
指腹婚	52 f, 580 ff, 596
指腹養子	798
指模	154
持參財産	61 f, 79, 466, 472, 631, 647, 662 ff, 826, 856
祠産・祀産・祀田	祭田を見よ
祠堂	7, 9 f, 28 f, 122, 125, 141 ff, 149, 153, 171, 199, 202, 406 f, 410, 412, 458, 490, 600
慈母	70, 755, 758 ff, 814, 821 f, 833
慈幼局	76, 816
嗣子	72 ff, 772 ff, 779, 790, 806
紫荊憔悴の故事	44, 395, 468
總服同襲	350
總麻親	23, 25, 251 f, 266 f, 277 ff, 289, 305 ff, 350, 481
賜田	446

七出・七去	63 f, 672 ff, 691
質任	869, 955 f
實在的總合人	17, 195, 204
實子	761
實封・實戸	525 f, 533
社會的集團(身分)	84, 859
若敖氏の鬼	777
手書(離婚の)	65, 686, 698
手書(放書・良書・從良書)	93, 964 f
手摸・五指	66, 686, 690 f, 693 f, 702
主婚・主婚者	51, 58, 68, 577 ff, 626, 628 f, 710, 723, 740 ff, 924
共同主婚	68, 710
主人(部曲・奴婢の)	87 ff, 96, 725, 930, 950 ff
主人權	859, 971
舊主人	97, 993 ff
人力・女使の主人	874, 882
佃客の主人	874, 882
主婦(主母)	34, 408, 426
朱陳村(朱陳村詩)	8 f, 132 f, 139 f
朱買臣の妻	62, 680
呪詛文言	385
儒林外史	773
蠶	721 f
十惡	34, 80, 303 ff, 309, 315, 373, 552, 654, 833 ff
部曲・奴婢の十惡	934, 947 f
収益的後見	82, 846
周村十八家造像塔記	132, 332, 357 f, 575
重口・重駮・重臺	88, 906 f, 919
重婚	51, 572 ff
從良	964, 968 ff
兼分・兼財・兼業	445, 447
集約的農業	95, 976

襲廢法	494 f
出家入道及び還俗と家産	447, 449, 468
出生身分	91, 861, 956 f
出母	758
準禁婚親	569 ff
準血族	240 ff, 773
女戸	38, 366, 400 f, 418, 485
女戸主	38, 400 f, 418, 478 f, 485
女工・女功・女紅	39, 421 f, 426 ff, 434, 977
女子相続權(食封の)	528, 531
女子の遺産相続權	100
女系	272
女子分	467
女使	86, 192, 873 ff, 897
所天	60, 100, 652, 654
庶子	69 ff, 761 ff 嫡庶を見よ
庶母	758
庶民	49, 546
書儀・家禮	602 ff, 605 ff, 611 f
小家族	342, 387
小功親	23, 25, 251 f, 277 ff, 285, 307 ff
小妻	720 f, 728 f
小宗	105 f
妾を妻とする	51, 571, 592
妾と夫家の奴隸との關係	950 f
妾の離婚(放妾)	730 f
妾・廢と家産	476, 950 f
承廢制	494
招婿・招婿婚	49, 57, 544, 731 ff, 800
	贅婿を見よ
招夫・招夫婚	69, 711 ff, 731
昭穆・昭穆相當	73, 75 f, 116, 276, 501 ff, 786, 790, 796
貞觀氏族志	51, 139, 215 ff, 558 ff, 588 f
蒸嘗田	199 ff

商秩の家族分裂政策 32 f, 345 f, 378 f
 商賈・商工 560, 564, 590
 粧奩 61, 647, 662
 織當訪婢・絹則問織婢 94, 974, 976
 人格提供 91, 861, 957
 人身賣買・人賣 75, 723 f, 730, 775, 779 ff
 人身賣買文書 723
 人身賣買禁止(宣統元年の) 98
 人力・女使 86, 192, 194, 873 ff, 897
 身價・身價銀 71, 74, 724, 730, 775, 779 ff
 辛亥革命 98
 新撰姓氏錄(我が國の) 219
 親系圖 279
 親迎 53, 58, 597 ff, 604, 613, 643 ff
 親權 76 ff, 84, 100, 414, 664, 756, 813 ff, 856 f
 親權の永久性 78, 856 f
 共同親權 78, 756
 親族回避(避親) 20, 267 f, 270, 287 ff, 313 f
 宋會要にあらはれた避親 291, 299 ff
 親族相隠 24, 307 f, 311, 935
 親族の扶養義務 25 f, 315
 親族範圍限定法 23 f, 262 ff, 314
 親等 25, 275 ff
 親等計算法 25, 275 ff
 ローマ法の親等計算法 275 f
 ゲルマン法の親等計算法 275

す

水滸傳 65 f, 679, 690 f, 694, 699, 773
 醉翁談錄(新編醉翁談錄) 582, 601
 隨身 559, 562

せ

世代 輩行を見よ
 世系述・世系考 161
 世系圖 161, 764 f
 世族 20, 212 ff
 世譜・世牒 143, 159 f
 正妻 716 ff, 728
 正親 256, 273
 正尊 272
 生産蕃息 91, 958, 962
 生分 380
 西廂記 48, 221, 619, 717
 成婚 597, 643 ff
 成年式 83, 850 f
 姓氏錄・姓氏譜 219
 青衣 862, 864, 968, 978
 清官 4, 163
 清平山堂話本 679, 682
 稅布 419
 請期 53, 597 f, 604
 醒世恒言 740, 752, 844 ff
 贅婿・贅婿婚 48, 57, 110, 112, 543 f, 636, 731 ff
 赤繩子 649
 析戸 374 ff
 接脚婿 69, 731
 接脚夫 69, 479, 710 ff, 731, 748
 節婦・烈婦 709
 先姦後娶 576 f
 先買權 26, 320 ff, 324
 賤民・賤人(賤口) 49, 70, 85, 546, 553 ff, 798, 859 ff
 賤民の婚姻 90, 546, 926 ff
 賤民の養子 798
 賤民及び商人の服装制限令 863

そ さ

祖龕 490
 祖先祭祀 44 f, 69 ff, 105 f, 142 f, 171, 180, 198 ff, 490 ff, 712, 732, 774
 租布 421
 租庸調 419
 蘇氏族譜 144, 147 f, 161
 宗會堂 122 f
 宗子 5, 114, 117, 122, 399, 490, 501
 宗祠 9 f, 74, 122, 125, 141 ff, 149, 152, 171, 793
 宗人 128 f, 132, 212 族人を見よ
 宗親 244 ff
 宗族郷黨 3 ff, 11 ff, 130
 宗族裁判 170
 宗族の扶養 13 ff, 25 f, 124, 171 ff, 316 ff
 宗族部落内の協働 11 ff, 125, 164 ff
 宗族部落の自衛 11, 124, 164 ff
 宗族分派 137
 宗祧相續 45, 491 ff
 宗廟 490
 宗譜・族譜・家譜 9 ff, 121, 127, 143 ff, 159 f, 213, 215, 220, 561 ff, 709, 768, 792 ff, 800 f
 宗譜に見る異姓養子 74, 792 ff
 宗譜に見る契約書 151 ff
 宗法 105 f, 117, 492
 宗約・族約・宗範・宗規 5 ff, 10, 118 ff, 127 ff, 148 f, 164, 167
 宗約歌 126
 草帖子 603, 614
 芥頭・倉頭 862, 864, 909, 934, 937
 絨襪 553, 862, 864, 957
 總有 17, 157, 195, 204

雙祧 45, 76, 507, 797
 族居 7 f, 130, 135
 族刑・族誅 21, 109, 225 ff, 309 f
 族産 123, 205 f
 族人・宗人 5, 15, 17, 105, 118, 123, 125, 128 f, 156, 168 ff, 212, 221 ff, 449
 族人會議・宗族會議 6, 12, 16, 110, 123, 126 f, 129, 170 f, 178, 190
 族人・宗人の後見 844, 856
 族人復讐 12, 168
 族正 113, 116, 122
 族長・宗長 5, 7, 12, 15, 103, 110, 112 ff, 118 ff, 139, 170 f, 178, 188, 498, 502 f, 786
 族長の職分 5 ff, 118 ff
 族長權威のシンボル 6, 119
 族長の教令 5 ff, 129
 族長の懲戒 6 f, 119, 129
 族長の調停 6, 120
 族望 225
 村落共同態 9, 133
 村落共同態の封鎖性孤立性 9, 133
 村落の防備 124
 尊屬 273 f
 尊長 273 f, 399, 412
 尊長權 414

た

大家族 30 f, 342, 344, 354 ff
 大家族の崩壊 30, 375 ff, 378 ff
 大家族の自衛 31, 388
 大功親 23, 25, 251 f, 277 ff, 285, 288, 307 ff, 313
 大宗 105 f, 117
 大宗祠 7, 10, 122, 125, 142 f, 152, 154

大姓・名族	212 ff, 556 ff	長老會議(宗族の)	12, 123, 170
大寶・養老令	65, 78, 88, 541, 766, 900	張公藝九代同居	32, 34, 347, 385, 391
養老戸令	576, 623 ff, 685 f, 707, 949	朝鮮の奴隸	88, 904 f, 937 ff
養老獄令	323	直系親	272 f, 275 ff, 354
養老令の食封制	524	陳氏族約	113, 121 ff
我が律令法の親權	78, 766	陳藏器	80, 835
我が律令法の奴隸	88, 900		
我が令の妻妾	541		
令集解	623, 675, 685, 936	つ	
太公田	19, 202, 204, 208	土魯番發見唐代戸籍	364, 401, 929, 963, 967
太常音聲人	555	土魯番發見唐代庸調布と租布	420
代位承繼	465 ff, 527		
子の代位	465 f, 527, 531	て	
寡婦の代位	467, 527	手形(手摸)	66, 686, 690 f, 693 f, 702
代當責任(奴隸の主人の)	90, 934	丁妻	367
託孤・托孤	82, 844 f	丁男・丁女	367, 371
託孤寄命	844	定銀(手附)	154
脱戸・脱口	418	定婚正帖・定親帖子・定帖	56, 630 ff
男系主義	108, 110	鄭氏祭田(浦江の鄭氏の)	409
男戸	401	鄭氏世系(浦江の鄭氏の)	113 ff
男工・男功	39, 411 ff, 426 f	鄭氏(浦江)の奴隸	890
男耕女織	411 ff, 426 ff	溺兒・溺女・溺子	34, 76, 382, 815 ff, 830
袒免親	22, 24 f, 253 f, 267 ff, 285, 350	嫡繼慈養	241 f
單意離婚	62 ff, 669 ff, 689	嫡子	69 ff, 761 ff 嫡庶を見よ
單婚制	47, 99, 539	嫡庶	43, 465 f, 491 ff, 517
單身戸主	370	嫡孫承重	491 ff, 497, 509 ff
		嫡母	70, 755, 758 ff, 814, 821 f, 827, 833
ち		佃客・佃戸	874, 974
治命(遺言)	201, 461, 475, 951	典雇	780, 828
逐塔	752	轉婚・轉房・轉親	51, 571
父之讎弗與共戴天	836	兄弟轉婚	51, 571
嫡	ての部を見よ		
中女	367	と たろ	
長沙禮山陳氏族譜	121 ff, 124 f, 127, 142, 149 f, 164, 167, 171	ドイツ法史上の貴族・自由人・半自由人・奴隸	859 f

土戸	370 f	同族部落	8, 125, 130 ff, 164 ff, 204, 348 f 宗族部落を見よ
奴隸	44, 61, 85 ff, 445, 468, 663, 725, 859 ff 奴婢を見よ	同族部落の作業共同	12, 122, 125
ゲルマン法の奴隸	88 ff, 860, 933	同族部落の封鎖性孤立性	170
朝鮮法の奴隸	88, 904 f, 937 ff	投身・投靠	91, 890, 892, 955 ff
日本律令法の奴隸	88, 900, 937	東京夢華錄の婚俗	54, 56, 58, 601 ff, 609, 614, 631 ff, 643 ff
モーゼ法の奴隸	88, 903 f	唐戸令七出條	672 f, 685 f
ローマ法の奴隸	88 ff, 860, 886, 901 f, 933	唐戸令應分條	464 ff, 476, 488, 662, 763, 766, 805, 908
奴隸の價格	909 ff	盜不過五女門	77, 816, 830
奴隸の解放	93, 963 ff	童幼婚(幼婚)	52, 580 f
奴隸解放(宣統元年の)	98, 893	童養媳	52, 581
奴隸の刑事責任	90, 935	道僧の婚姻禁止	50, 568 f
奴隸の權利能力	85, 88, 859, 901, 914 ff	董永の妻	976 f, 989
奴隸の婚姻	89 f, 924 ff	董康氏の新法改革案	102
奴隸市場	86 f, 886, 891 f	當色婚	89, 554, 924 ff, 945
奴隸の數量	885 ff	當人取得産	469
奴隸の姓	928 ff, 946	價約	94, 972 f
奴隸の制裁	96 f, 124, 979 ff, 990 f	賣娥冤雜制	52, 581
奴隸の分割及び處分(賣買・質入)	86 f, 96, 780, 886 ff, 907 ff, 911 f, 942, 979	特有産	私産を見よ
奴隸の養子	928, 946	獨子(單丁)	502
奴隸の勞働	94 ff, 972 ff	獨子出費	740
同格	50, 546	獨子の出養	76, 797, 802
婚姻の同格	50, 546	贖身	93, 916, 918
養子縁組の同格	50	自贖免賤	916, 918
同居請求權・同居義務	61, 656, 670	食官汚吏	4, 163
同居同財	40, 113, 135, 307, 325 ff, 435 ff	敦煌發見家産分割文書	468, 472, 474
同業	40, 325 f, 435 ff	敦煌發見婚姻法史料	612 ff, 625 ff, 629, 644
同姓不婚	5, 50 f, 60, 107, 111, 546 f, 551 ff, 569, 652, 723, 729, 732	敦煌發見書儀	603, 605 f
同祖意識	5, 104	敦煌發見貞觀氏族志	51, 558 ff, 588 f
同宗(同姓)養子	72 ff, 772 ff, 779 ff, 787 ff, 806	敦煌發見宋代奴隸賣買文書	910
		敦煌發見唐散頒刑部格	421, 915, 938, 943, 949

敦煌發見唐代遺言狀	908, 957
敦煌發見唐代戶籍	331 f, 352 ff, 362 ff, 403, 550, 573 ff, 720, 725, 920, 930 f, 975
敦煌發見養子文書	762, 810
敦煌發見離婚狀(放妻書)	66 f, 688 f, 694 ff

な

ナラダの法典の三從	83 f, 855, 857
内婚制	49, 219, 544 ff, 551
内親	22, 243 ff

に

二妻・三妻	51, 354, 358, 366, 505, 573 ff, 593, 595
二十四孝	80, 835
貳姓同讎	351
入舍婦(招塔)	319, 713
乳母	758
任官能力	285 f
任官要件	285 f
認知	70 f, 766 ff, 771

ぬ

奴券(奴隸賣買文書)	964
奴婢	50, 85 ff, 365, 418, 432, 546, 553 ff, 765, 798, 859 ff 奴隸を見よ
奴婢自訟	90, 936 f
奴變	892

ね

年月帖	630, 640
年限出舍女塔	751
年限女塔	737 ff

の なふ

納吉	53, 597 f
納采	53, 597 f, 604
納徵・納幣	53, 597 ff, 604
農業家族	27 ff, 38, 46, 69, 75, 327, 387, 399, 411, 423 ff, 659, 755, 782
農耕奴隸	94, 972 ff

は

派下	504 f
配偶者	100, 242
媒人	55, 615 ff, 626 ff, 637, 740 ff
媒人のシンボル(斧・秤)	55, 617
媒婆・媒娘	55, 617, 637
買妾	48, 61, 724 f, 730
買養子文書	781 f
賣子	76, 814 ff
賣身投靠	892, 955 投靠を見よ
賣妻	61, 657 ff
賣買婚・賣昏・買昏	48, 57, 220, 543, 562, 588, 626, 635 ff, 642
賣養子	74, 779 ff
輩行・排行・世代	5, 25, 45, 115, 276 f, 281, 796
自身・白丁	367, 970
白兎記	66, 692 ff, 699
拍案驚奇(初刻)	448, 461, 583, 627, 679, 718 f, 773
八議	310
八字帖	53, 597
八柱國	225
伐柯	615, 731
半人半物	88, 860, 900, 937
范氏家乘	188 ff

范氏義莊	15 f, 110, 117, 137, 181 ff, 317
范氏義莊規矩	110, 120
范氏義莊の奴婢	897
番戸	966

ひ へろ

被解放部曲・奴婢	97, 993 ff
卑屬	273 f
卑幼	273 f
琵琶記	48, 221, 576, 617, 645, 718, 740
婢生子・婢子	43, 69 ff, 466, 494, 553, 765 ff

悲田院	378
避親	親族回避を見よ
入市	87, 886, 891 f
人質女塔	744
百役	94, 432, 972, 979, 986
百忍の故事	32, 385, 391
廟見	597, 600, 648
品搭均分	469, 473

ふ

フランク時代の家族共産生活	40, 326
フランク時代の奴隸	90, 902 f
フランク時代の離婚法	62 f, 671, 673
フランス中世の家族共産生活	40, 326
二人妻	47, 539 ff
不完全養子	778
不孝	34, 80, 833 f, 838
夫族・夫黨	22, 250 f
不道	552
夫權	61, 656, 664
夫歸財產制	61 f, 448, 661 ff
夫歸の法律上の地位	60 f, 652 ff
父財	442, 444 f

父子共産制	41, 435 ff
父祖傳來産	446, 469
父族・父黨	22, 230, 247 f
父母不悅出	64, 677 f
婦女後見	82 ff, 841, 852 ff

アリアン種族の婦女後見法	83 f, 852 f
部曲	70, 85 ff, 233, 365, 418, 432, 765, 798, 859 ff

六朝の部曲	865 ff
唐代の部曲	870 ff
宋金元の部曲	872 ff
部曲考(沈家本)	866 ff
部曲將・部曲督	866, 956, 961 f
部曲の刑事責任	900
部曲の婚姻	89, 924
部曲の妻	765, 861
部曲の轉易	87, 93, 899

部人	591
譜牒	143 f, 160, 213
譜例	149
撫養子	72 ff, 775, 779, 790
復讐	80, 836 ff, 840

福田院	37
分煙・分爨	326, 372
分出	372
分書・分契・分券・分關	44, 465, 469, 473 f

分封	526, 533 f
文公家禮の製作年代	607 f
焚香記	692

墳塋・墳墓	29, 148, 150, 156 ff, 168, 173, 196
-------	--

墓地賣買文書(山契)	151, 156 ff
------------	-------------

平民 215, 223, 556
 聘財・聘禮・財禮 48, 51, 56 f, 68, 465,
 543, 604, 621 ff, 626, 628, 633 ff, 642,
 710, 717, 724, 730, 733, 740 ff
 聘財婚 48, 635
 別籍異財(分居分財) 34 f, 80, 326,
 327, 373 ff
 別宅子・別室子 769 ff
 編管 736
 變法自強運動 98
ほ はろ
 母權社會と招婿婚 49, 544
 母族・母黨 22, 230, 247 f, 570
 牡丹亭還魂記 583
 保嬰會 829
 保甲 713, 808
 保人(媒保)・保親・保親人 627 f, 620,
 740 ff
 保族 1, 3, 14, 129
 哺乳銀 781
 墓田 7, 125, 150 f, 199, 321 f
 妄冒 650 f
 放妻 67, 669, 688 f
 放妻書 67, 688 f, 694 ff, 702
 放書(良書・從良書) 93, 964 f
 放良 963 ff, 968 ff
 法定血族 240 ff, 773
 房 116, 118, 188, 348 f
 房親 26, 321
 房長 6, 116, 127, 171
 封爵相續制 45, 493 ff, 506 ff, 774
 某字諸孫 115
 旁尊 272 f
 望族・郡望 225, 556 ff, 586 f

傍系親 272 f, 275 ff, 350, 354 ff
 本宗 244 ff
 本宗の親系圖 279
 本族 22, 244 ff
ま
 マジャーラの氏族的土地所有論 204 ff
 マヌーの法典の三從 60, 83, 852 f,
 855, 857
 マヌーの法典の養子法 774
 末子相續 492
 所謂廢代の末子相續 492
み
 未成年者後見 82 f, 841 ff
 身分 1
 身分的内婚制 49, 553 ff
 躬を直くして父を證す 24, 935
む
 夢梁錄の婚俗 56, 601 ff, 614, 631 ff, 643 ff
 無因離婚 64, 680
 無限血族親 23 f, 239, 269
 無償養子 74, 779 ff
 無媒・自媒の婚 615 f, 723
 無服 726
 無服親 22, 24, 234, 239, 251 ff, 267 ff,
 289, 305 ff, 314, 350
 婿養子縁組 732
め
 命繼 45, 75, 128, 483 ff, 487, 501 ff, 786
 明珠記 732
 冥婚 54, 602 f, 610, 620
 螟祠 793

螟譜・螟子圖傳 74, 793
 螟蛉子・螟蛉 72, 109, 772 ff, 776,
 780, 793, 800 f
 螟蛉女 773
 妾 しの部を見よ 妻妾を見よ
も
 モーゼ法の奴隷 88, 903 f
 問名 53, 597 f, 604
や
 ヤコブの婚姻 48, 543, 746
 約正 123
ゆ いろ
 遺言・遺命・遺囑・遺贈 ゐの部を見よ
 右姓大族 130 f
 有因離婚 63 f, 680
 有期的收益權 463
 有期的所有權 463
 有償養子 74, 779 ff
 有服親 22, 24, 26, 234, 251 ff, 289,
 307, 314, 321 f, 481
 幽閨記 616
よ えろ やろ
 餘親 256
 幼婚 52, 580 f
 庸調布 420 f
 廢 47, 61, 476, 661, 720 ff
 養育料 71, 74 f, 775, 779 ff
 養濟院 37, 163, 317, 387
 養子 45, 69, 71 ff, 99, 109 f, 112, 501 f,
 509 ff, 517 f, 761, 772 ff
 養子改姓 803 ff

養子の種類 72 ff, 778 ff
 インドの養子の種類 778 f
 ローマの養子の種類 777 f
 養子の離縁 112, 282, 810 ff
 養子文書 798
 養女 74, 773, 789, 807
 養贖財産・養老財産・養老田 462, 812,
 826, 951
 養媳・童養媳 52, 193, 581, 893
 養孫 786 f
 養父母 70, 755, 757 ff, 814, 821 f, 833
 養老女塔 737 ff, 751
 養老令 大寶・養老令を見よ
ら
 來孫 279
 亂命(臨終亂命) 461, 475
 鸞鏡記 57, 634
り
 離縁 112, 282, 810 ff
 離婚 46, 61 ff, 112, 282 f, 410,
 537 f, 666, 668 ff
 離婚權 46, 61 f, 100, 538, 656
 夫の一方的意思による離婚
 (單意離婚) 62 ff, 669 ff, 689
 協議上の離婚(合意離婚) 62 ff, 100,
 672, 680, 682 f, 692 ff
 法律上の強制離婚 62, 65, 683 ff, 812
 裁判上の離婚(判決離婚) 63, 100, 672
 キリスト教會法の離婚禁止 63, 671
 妾の離婚 730 f
 招婿の離婚 752
 法定離婚原因(七出) 63 f, 672 ff, 691
 離婚狀 65 ff, 669, 685 ff

敦煌發見離婚狀	66 f, 688 f, 694 ff
諸外國の離婚狀	692, 702
離書	687 f
六父十二母	69, 242, 755, 757 ff
六禮と俗禮	53 f, 596 ff
立繼	45, 75, 128, 483 ff, 387, 501 ff, 786
掠奪婚	542 f
龍圖公案	448, 461
令集解	623, 675, 685, 936
良人(自由人)の奴隸化	885 ff, 955 ff
良人・良民	49, 70, 85, 546, 553 ff, 859 ff
良賤	85, 89 f, 859 ff
良賤通婚	89 f, 92, 924 ff, 945, 958 ff
良賤不婚	49 f, 89, 92, 546, 553 ff, 924 ff, 945, 958 ff
兩願離婚	63 f, 100, 672
兩妻・二妻	47, 539 ff, 576, 593
兩稅法	370
凌遲處死	303 f, 655, 833, 947, 985
林冲の離婚	66, 679, 690 f, 694
る	
累世同居同財	27 f, 30 ff, 34, 135 ff, 334 ff, 350, 435 ff
れ	
禮銀	74 f, 781
曆・曆子(請米券)	16, 194, 407
畚田	62, 662
ろ ら	
ローマ古法等の内婚制	545 f, 553
ローマの家族共産制	438, 443 f
ローマの婚禮	58 f, 647
ローマの奴隸の數量	886

ローマ法的親等計算法	25, 275
ローマ法の奴隸	88 ff, 860, 901 f, 924, 933, 961
ローマ法の父權	77 f
ローマ法の養子	75, 777 ff, 786
露田	920
郎君・郎主	953
勞役婚	48 f, 57, 543 f, 636, 737, 739, 744 ff
勞働消却債奴制	744, 976
漏口	352, 368 f, 418, 928
わ	
我が太古の一夫多妻制	540 f
和姦	654 f, 728
和離	64, 67, 682 f
歐 文	
Abdienende Schuldknechtschaft	744, 977
Abverdienen der Frau	48, 636, 744
Adoptio	777 f
Adoptio minus plena	778, 783
Adoptio plena	778
Agnatensystem	108, 110
Agnatischer Verband	4, 105 f
Ambelanak	738
Ancestral property	469
Appointing	732
Brudergemeinschaft	41, 438
Cognatensystem	5, 110
Confarreatio	59, 647
Connubial capture	543
Census	368
Contubernium	89, 901, 924

Ebenbürtigkeit	50, 89, 545, 905, 925
Ecloga	674, 681
Endogamy	49, 544
Erbengemeinschaft	438
Exogamy	49, 107, 133, 544, 551
Geburtsstand	91, 861, 956
Gemeinschaft zur gesammten Hand	206, 447
Gens	4, 105, 107
Gesamteigentum	17, 195, 206
Gesamteinheit	17, 195
Infanticide	830 f
Joint ownership	447
Jus accrescendi	447
Körperschaft	209
Levirate	51, 570 f
Mariage ambelien	49, 544, 738 f
Mariage ambelien pur	49, 544, 738 f
Mariage ambelien temporaire	49, 544, 738 f
Matrimonium	89, 924
Ministerialen	869
Mishpachah (clan)	4, 105, 111
Monogamy	47, 539

Patriarchalischer Verband	4, 105
Polygamy	47, 539 f
Primus inter pares	6, 119, 126
Reale Gesamtperson	17, 195
Right of survivorship	61, 447 f, 479, 482, 662
Selbstverknechtung	91, 890, 957
Self-acquired property	469
Sippe	4, 105, 842, 853
Sororate	51, 570
Son	
the "expelled" son (<i>apavidha</i>)	778
the "given" son (<i>datta, dattaka</i>)	778 f
the "made" or "artificial" son (<i>kṛta, kṛtrima</i>)	778, 783
the "purchased" son (<i>kṛita</i>)	778 f
Tutela fructuaria	82, 846
Vetterschaftssystem	25, 239, 275 ff
Vorkaufsrecht	26, 320
Weihung der Tochter	732

昭和十七年二月二日印刷
昭和十七年二月六日發行

支那身分法史

定價拾五圓

著者 仁井田 陸

東京市墨田區錦町三丁目三二〇番地

發行所 東方文化學院代表者

多田 寅 松

東京市小石川區大塚町五六番地

高田 壬 午 郎

東京市神田區錦町一丁目三三番地

株式會社 開明堂東京支店

發行所 東方文化學院

配給元 日本出版配給株式會社

東京市神田區渡路町二丁目九番地

出版文化協會會員番號 220103





